

令和7年度 碧南市立中央中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 総則第二条（定義））

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。学校では、これらの基本的な考えを基に、全教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的を開催する。さらに、「いじめ・不登校対策委員会」との連携を図り、教職員によるいじめ防止対策を推進する「生徒指導情報交換会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを把握し、共通理解をもって組織的に対応する。

（1）「いじめ・不登校対策委員会」の役割及び構成員

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認をする。
- イ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策の検討をする。
- ウ 教職員への共通理解と、生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をする。
- エ 構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、PTA代表、主任児童委員、中央地区民生委員、保護司とする。必要によっては、スクールカウンセラー等の専門家も構成員として加える。

（2）「生徒指導情報交換会」の役割及び構成員

- ア 週に一回行い、生徒の情報を共有するとともに、必要な事項について相談・協議する。
- イ 構成員は、生徒指導主事、学年生徒指導担当、校務主任（特別支援教育コーディネーター）、養護教諭、スクールカウンセラー、心の相談員とする。必要な場合は、他の校内関係職員も構成員とする。
- ウ 「いじめ・不登校対策委員会」でいじめ防止対策の現状について報告をする。
- エ 「こころ・いじめアンケート」や教育相談の実施を推進し、結果の集約・分析等を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- オ いじめ、もしくはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、情報を共有する。特定の教職員で抱え込まないよう、迅速かつ組織的に対応し、問題の解消にむけて指導・支援する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- カ いじめ問題が解消した後も、一定期間以上生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学校づくりを進める。
- イ 生徒会活動を積極的に展開して、生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 「こころ・いじめアンケート」や教育相談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 喧嘩やふざけ合いの場面でも、背景の事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ 教育相談の場を活用し、モバイル機器やSNSを介したいじめや悩みについて話をする時間を設け、学校外で発生する諸問題の兆候を見逃さないように努める。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導情報交換会」を中心に組織的に対応し、「いじめ・不登校対策委員会」において、いじめ防止対策の検証と改善策の検討をする。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、事実関係の確認を速やかに行い、保護者も含めて再発防止についての話し合いを行う。また、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに碧南市教育委員会に報告をし、協議を行い、対応をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は毎年4月に保護者への周知をする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止についても取り組む。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対するいかなるいじめや誹謗中傷の兆候も見逃さない。

取組の年間計画

	「いじめ・不登校対策委員会」 「生徒指導部会」等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」 の内容の確認	○相談室やS Cの生徒、保 護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導	○いじめ相談窓口の 生徒、保護者への 周知 ○身体測定	○学校公開日 ○保護者懇談会
5月		○修学旅行（3年生） ○福祉実践教室（1年生）		○部活動公開 ○あいさつ運動
6月		○みどりの学校（2年生） ○福祉交流会（1年生）	○こころ・いじめアン ケート ○教育相談週間	
7月	○全教職員による取組評価 アンケートの実施→検証	○学校保健委員会		○個別懇談会
8月	○いじめ不登校対策委員会	必要に応じて個別に連絡をとり、問題状況の確認などを行う。		
9月			○身体測定	
10月	○S Cによる研修・講話	○体育大会 ○合唱コンクール		○あいさつ運動
11月		○生徒会活動	○こころ・いじめアン ケート ○教育相談週間	○クリーンピーときれいな街づ くり ○保健集会
12月	○全教職員による取組評価アン ケートの実施→検証	○人権週間 ○職場体験学習（2年）		○個別懇談会（3年生） ○保護者への学校評価アン ケート
1月		○福祉交流会（1年） ○保健指導 ○生徒会活動		
2月	○自己評価	○卒業生を送る会	○こころ・いじめアン ケート ○教育相談週間	
3月	○学校関係者の評価の結果を検証 し、「基本方針」の見直し	○ロングウォーキング （1年）		○学校関係者評価委員会で「自己 評価」を行う。
通 年	○校内のいじめに関する情報の収 集 ○対応策の検討 ○生徒指導情報交換会（週1回）	○集会における校長、生 徒指導主事の講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cや心の教室相 談員による相談 ○生活の様子の観察 ○日記	○ボランティア活動

